

知的財産研究所における生成AI等の利活用

— AI 等利活用基本方針の制定と実務運用 —

Use of Generative AI and Related AI Tools at the Institute of Intellectual Property

特許庁 審査第三部樹脂 主任上席審査官
(前：一般財団法人知的財産研究教育財団 知的財産研究所 研究部長)



中西 聡

2005 年特許庁入庁。化学分野の特許審査・審判に従事のほか、審査基準室（基準調査係長、室長補佐）、審査推進室（室長補佐）、特許情報室（特許情報利用推進班長）、審判企画室（審判課長補佐）を経て、2024 年～2026 年に知的財産研究所に出向。2026 年 7 月より現職。

1 はじめに

知的財産研究所（略称：知財研、英語名：Institute of Intellectual Property (IIP)）¹は、一般財団法人知的財産研究教育財団（以下「当財団」という。）における、知財分野の専門研究部門である。35 年以上にわたり知財に関わる様々な事業に取り組んでおり^{2,3}、経済産業省や特許庁から受託した調査研究事業を主要業務としている。

近年、生成 AI を含む AI やこれらを利用するサービス（以下簡便のため、特段の注釈をしない限り、「AI」とは、生成 AI 又はこれを利用するサービス全般を指すものとする。）が急速に普及し、多角的な情報探索や論理的な推論等の機能を誰もが使えるようになった。これらの機能は、調査研究における調査方針の検討から、関連情報の収集、アンケート／ヒアリング調査の質問票作成、有識者会議の議事録作成、調査結果の整理・分析、調査報告書の作成に至るまでのどの工程とも親和性が高く、その利活用による業務効率化が期待できる。

加えて、AI の利活用により、人間の手では困難であった世界中の膨大な情報の網羅的な調査・整理や、極めて広範な分野横断的な専門的知見を踏まえたアプローチ等が可能となる。これは、単なる業務の効率化にとどまら

ず、調査研究に深みを与え、報告書等の成果物の品質向上にもつながり得る。

また、知財研では、2024 年に実施した AI と特許又は意匠に関する調査研究⁴や、2025 年に企画した IP ジャーナル⁵第 33～35 号の 3 号にわたる AI 関連の特集等を通じて、AI に対する理解の解像度が上がり、その積極的な利活用の機運が高まっていた。

これらの経緯を踏まえ、知財研では、組織全体として AI の積極的な利活用を推進することとし、その在り方についての検討を開始した。

2 AI の利活用に係る具体的な内容の検討

知財研の業務には、これまで述べた調査研究又はそれに類する事業に係る専門的業務（以下「調査研究等」という。）のほか、一般事務などの非専門的な日常業務がある。

調査研究等については、上述のとおり、AI の利活用によって業務の効率化及び品質向上が期待できる。しかし、作成する報告書等の成果物の多くは、今後の政府方針の決定にあたっての基礎資料となるため、これにつながる AI 生成物には、正確性や説明可能性を備えた高い品質が求められる。さらに、発注者要件の担保、未公開資料の取扱い、調査先個人情報の管理、第三者の権利等への配

1 知的財産研究所：https://www.iip.or.jp/

2 中西聡、知的財産研究所の今昔、Japio YEAR BOOK 2025、p144-153

3 井手李咲、日中における知財領域の学術研究交流の懸け橋、IP ジャーナル、2026、Vol.36、p.24-32

4 「AI 技術の進展を踏まえた発明の保護の在り方に関する調査」（令和 6 年度、特許庁）、「生成 AI を利用したデザイン創作の意匠法上の保護の在り方に関する調査研究」（令和 6 年度、特許庁）

5 IP ジャーナル：http://www.fdn-ip.or.jp/ipjournal/

慮が高いレベルで求められる。また、専門的業務における AI の利活用については、その有用性を認めつつも、品質確保や説明可能性の観点から慎重な見方も存在する。

一方で日常業務については、事務連絡の文案作成、会議の調整、タスク管理など、既存情報の整理や加工、ルーチンワークといった、一般に AI が得意とされる業務が多く、AI の利活用によって業務の効率化及び品質向上が期待できる。そして、調査研究等と比べて、求められる品質は必ずしも高くなく、上述した発注者要件の担保等の配慮も一定程度で足りることが多い。さらに、こうした非専門的な業務については、AI の利活用に対する一般の理解も比較的得られやすいと考えられる。

このような事情を踏まえ、当初は、知財研における AI の適切な利活用について規程化を検討し、知財研の規程の多くが条文形式であることに照らして、7 章 15 条からなる「AI 等利用規程案」を作成した⁶。この規程案は、AI の積極的な利活用を掲げつつ、特に調査研究等における成果物の品質確保、AI を適切に活用する人材の育成、入力情報の管理、法令遵守等を具体的に整理しようとするものであった。

しかし、業務内容に応じた正確性等の確認の要否や程度、職員の能力や経験に応じた適切な AI の利活用方法を明確に規定しようとした結果、規程全体が相当程度長文化し、現場運用の負担や硬直化につながる懸念が生じた。そこで最終的に、上記規程案から各章の枠組みを抽出・整理し、知財研として共有すべき基本的な方針として簡潔に示しつつ、実務上の留意事項や具体的な使い方については別途ガイドラインで具体化することとなった。

そして作成されたのが、「AI 等利活用基本方針」であり、2026 年 4 月 1 日から適用している。これにより、従来から知財研内で個別に利用されていた AI について、知財研として適切かつ積極的に利活用していく方向性が正式に示されたといえる。

以下、本基本方針の特徴を紹介する。なお、ガイドラ

インについては「4. 生成 AI の利用ガイドライン」で紹介する。

3 AI 等利活用基本方針

AI 等利活用基本方針（2026 年 4 月 1 日制定）

一般財団法人知的財産研究教育財団知的財産研究所（以下、「研究所」という。）は、業務の品質向上、効率化及び人材育成を目的として、AI（生成 AI を含む。）及び AI サービス（以下、総称して「AI 等」という。）の利活用を推進します。

ここに、研究所は、AI 等の利活用に関し、研究所全体の意思統一を図るとともに、情報セキュリティの確保、法令及び受託事業における発注者要件の遵守並びに第三者の権利侵害の防止を図るため、本方針を定めます。

1. 利活用の推進

研究所は、業務の効率化及び品質向上を図るため、研究所の業務全般への AI 等の利活用を推進します。研究所の全役職員（以下、「職員等」という。）は、各担当業務において AI 等の利活用に努めるものとします。

2. 職員の技能・経験に応じた利活用

研究所は、調査研究又はこれに類する事業に係る成果物の作成に当たって、当該成果物を作成する研究員の技能・経験に応じた方法で AI 等の利活用を図ります。調査研究業務経験の浅い研究員は、調査研究能力の向上を図るため、一定期間、AI 等に頼らない形での調査研究遂行に努めます。

3. 入力情報の適切な取扱い

職員等は、AI 等への入力情報の適切な取扱いに努め、当財団の情報セキュリティ管理規程第 2 条に定める機密情報等については原則として AI 等に入力又は提供しないこととします。

4. 生成物の内容確認

職員等は、AI 等による生成物について、正確性・安全性・公平性・客観性・中立性等の観点から問題がないことを確認しつつ利用します。必要に応じて根拠や事実関係の確認作業を行います。

5. 法令等の遵守

職員等が AI 等による生成物を用務に利用する場

6 「AI 事業者ガイドライン(第 1.1 版)」(令和 7 年 3 月、総務省・経済産業省)、「行政の進化と革新のための生成 AI の調達・利活用に係るガイドライン」(令和 7 年 5 月、デジタル庁)、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」(令和 7 年 7 月、内閣官房国家サイバー統括室)、「AI 導入・活用ガイドライン、生成 AI 利用の手引き」(令和 8 年 3 月、東京都)、「生成 AI の利用ガイドライン」(令和 5 年 10 月、一般社団法人日本ディープラーニング協会)等を参考に作成。

合は、著作権、個人情報保護その他の法令及び第三者の権利を尊重し、これを侵害しないよう配慮します。

6. 受託事業における要件遵守

研究所は、受託事業においては、発注者要件及び契約内容等に抵触しない範囲で AI 等の利活用を図ります。

7. 体制

研究所における AI 等の利活用は、当財団の情報セキュリティ管理規程に定めるルール及び体制の下で行います。

8. 教育・相談

研究所は、AI 等の適切な利活用と人材育成を推進するために、ガイドラインの整備及び必要な指導、助言並びに情報共有を行うとともに、職員が相談できる体制を整えます。また、少なくとも年 1 回、AI の適切な利活用を図るための研修を実施します。

3-1. 利活用の推進

基本方針の第一の特徴は、AI の利活用について、禁止や抑制から入るのではなく、まず「推進」を掲げた点にある。

AI の利活用が一般にかなり浸透しつつある一方、知財関係業務においては、情報漏洩や著作権侵害、生成物の正確性等のリスクを重視する見方も根強い。そのような状況の中で、まず前文において「推進」を掲げたことには意義がある。

前文に続く第 1 項では、知財研の業務全般に対する AI の利活用を推進し、全役職員が担当業務においてその利活用に努めることを明記している。これは、一部の詳しい者だけが AI を利活用するのではなく、知財研全体としてその利活用を推進していく意識を表している。

ただし、調査研究等に係る報告書等の成果物の作成に当たってまで、全ての研究員が一律に AI を積極的に利活用するとは整理していない。この点は、第 2 項に示しており、以下で説明する。

3-2. 職員の技能・経験に応じた利活用

第 2 項は、最初から安易に AI に頼らないという人材育成の観点に端を発している。AI の利活用が当たり前の時代になっても、調査研究等において高い品質の成果物を作成するためには、人間自身が、AI 生成物を適切

に作成、検証、評価及び判断する技能を習得することが不可欠といえる。

例えば、必要な品質の AI 生成物を作成する技能が足りないと、期待する回答が得られるまでプロンプトの試行錯誤に時間を費やし、かえって効率が下がるおそれがある。また、特に調査研究等では、AI 生成物を検証、評価及び判断するための専門知識が足りないと、品質が十分に担保されていない AI 生成物を安易に成果物に含めてしまうことが危惧される。さらに、自身の調査研究能力が不足していると、的外れな範囲を AI に調査させたり、AI による調査が困難な情報（主に電子化されていない情報。法律系の専門書には電子化されていないものも多い。）の重要性に気付かず、その収集を怠ったりすることが危惧される。

とはいえ、調査研究等を含む知財研の業務において、翻訳や文字起こし、要約、文案作成といった、上記成果物のような高い品質が必ずしも求められないものについてまで、上記技能の習得済を前提として AI を利活用する方針と定めるのは非効率と考えられる。

そこで、第 2 項では、調査研究等における成果物の作成という業務に限って、利用する職員（研究員）の技能・経験に応じた方法で AI の利活用を図るとしている。また、調査研究業務経験の浅い研究員に対して、上記技能の向上のため、一定期間、AI に頼らずに自力で調査研究を遂行する方針も示している。

このように、知財研では、AI を職員の思考の代替物



図 1 習熟度に応じた AI の利活用

ではなく、利活用するツールの一つと位置付け、適用対象とする業務の内容や利活用する職員の技能・経験に応じて、そして、当該職員の成長も見据えて、適切に利活用することを重要視している。

3-3. 入力情報、生成物確認、法令等遵守

基本方針では、「推進」を第一に掲げているとはいえ、リスク管理は軽視できない。このため、第3項から第6項において、AIの利活用に伴う主なリスクへの対処方針を示している。

第3項では、AIへの入力情報について適切な取扱いに努め、機密情報等は原則として入力又は提供しないとしている。知財研の主要事業である調査研究等では、発注元の特許庁等から受領する未公開資料や、事業期間に作成又は取得した未公表情報を扱うことが多いため、この方針は特に重要である⁷。

第4項では、AI生成物について、正確性・安全性・公平性・客観性・中立性等の観点から問題がないことを確認しつつ利用するとし、必要に応じて根拠や事実関係の確認を行うとしている。上述したAI等利用規程案では、正確性の確認と、倫理面からの安全性・公平性・客観性・中立性の確認とを分け、前者は、根拠や事実関係の確認に時間を要する場合があることから、正確性が特に必要な業務（調査研究等の成果物の作成業務等）において重点的に確認するとし、後者は、一般常識に基づいて比較的簡単に確認できることから、全ての業務において原則確認するとし、両者に差をつけていた。

しかし、基本方針では、わかりやすさと簡潔さを優先し、時間を要する場合のある根拠や事実関係の確認については、上記成果物の作成等を念頭に「必要に応じて」確認するとした上で、その他はまとめて、各観点から問題がないことを確認すると概念的に示すこととした。

そして、第5項では、著作権、個人情報保護その他の法令及び第三者の権利を尊重し、侵害しないよう配慮すること、第6項では、受託事業においては発注者要

件及び契約内容等に抵触しない範囲でAI利活用を図ることを示している。知財研は、特許庁等の政府の事業を受託して、契約書や仕様書に基づく業務を行う場面が多いため、法令や発注者要件、受託契約の遵守は重要である。よって、これらの遵守は当然のことではあるものの、方針として明示している。



図2 AI生成物の確認

3-4. 体制、教育、相談

第7項及び第8項は、AIの利活用について、直接的な活用ルールにとどまらず、体制・教育の方針まで示している点に特徴がある。

第7項では、知財研におけるAI等の利活用は、当財団の情報セキュリティ管理規程に定めるルール及び体制の下で行うとしており、AIの利活用を既存の情報セキュリティ管理体制の中に位置付けている。これは、AI利活用を特別な例外とするのではなく、通常の業務運営・情報管理の延長線上で扱うという考え方を示したものである。



図3 教育・相談体制の構築

⁷ 調査研究等では、ISMAP 又は ISMAP-LIU (<https://www.ismap.go.jp/>) のリスト未掲載のクラウドサービスの使用は原則禁止されている。ChatGPT 等の多くの生成AIサービスは、当該リストに未掲載のクラウドサービスである（本稿執筆時点）ため、調査研究等で利活用するには、想定されるリスクや取扱い上の注意点を発注元当事者に事前に説明して許可を得る必要がある。

第8項では、ガイドラインの整備、必要な指導・助言・情報共有、相談体制の整備に加え、少なくとも年1回、AIの適切な利活用を図るための研修を実施するとしている。

ここでいうガイドラインとは、前述した「生成AIの利用ガイドライン」を指し、年1回の研修は、知財研内部の情報セキュリティ研修及び新人研修にあわせて実施している。

4 生成AIの利用ガイドライン

「生成AIの利用ガイドライン」は、基本方針の策定にあわせて、実務上の具体的な留意事項や使い方を整理したものである。

基本方針が知財研としての基本姿勢を示すものであるのに対し、本ガイドラインは、日々の実務で直接参照することを想定している。内容は、大きく2部構成であり、前半では、業務外利用、アカウントの貸し借り禁止、機密情報・個人情報の入力又はアップロード禁止、著作権侵害への注意、習熟前に安易にAIに頼らないこと、回答を盲信しないことなどの、実務に即した留意事項を挙げ、後半では、具体的な使い方（プロンプト例等）を示している。

後半の使い方の箇所では、AIの利用が向いているものとして、文章の下書き、要約、翻訳、言い換え、アイデア出し、公開情報調査の補助、表計算・データ処理の補助などを挙げ、調査研究等の経験が浅い者は、自力による調査及び分析を基礎とし、AIは補助的に活用すること、AI生成物を含む調査結果等を上長に確認依頼する際には、AI利用の旨を申告すること等を示している。さらに、プロンプトの基本テンプレート、ハルシネーション防止につながる具体的なプロンプト例、Deep Researchやエージェントモードの使い方にも踏み込んでいる。

知財研では、このガイドラインを毎年の研修（情報セキュリティ研修、新任研修等）にも用いている。なお、本ガイドラインは、AIの進展を見つつ随時更新している。

5 今後の活用方針

上記基本方針とガイドラインを整備しただけで、AIの利活用が直ちに定着するわけではない。知財研において今後重要なのは、職員が実際にAIを使い、その有用

性と限界を自ら体験的に理解することである。そのため、知財研では、2026年度から、研究部長が主導する週1回の朝会において、AIの利活用をトピックの一つとして継続的に取り上げ、各職員が何の業務にどう使ったか、どのような感想や気づきがあったかについて情報共有している。

この朝会は、日常的に使うことに慣れてもらうのが目的であるが、本稿執筆時点では、始まったばかりということもあり、AIの利用に距離を感じている職員も少なくない。

そこで知財研では、最初のAIの利活用の対象として、文書の誤字脱字チェックや校正から始めることを推奨している（上記ガイドラインにも具体的なプロンプト付きで掲載している）。これであれば、AIの利点を比較の実感しやすく、かつ成果物の最終責任を人間が保持しやすい。

まずはAIの利用に慣れてもらい、将来的には人間のパートナーとして使いこなしてもらいたいと考えている。

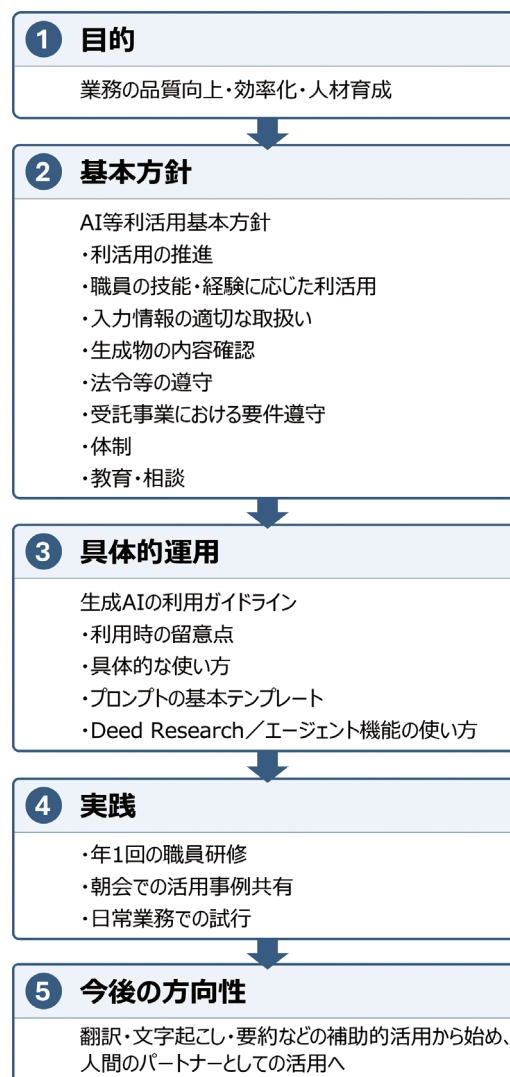


図4 知財研におけるAI利活用の全体像

なお、直近の AI の普及・進展のスピードが加速しており、既に AI は単なるツール（道具）の域を超えて、インフラになりつつある。基本方針は 2026 年 4 月に制定したばかりであるが、本稿執筆の 2026 年 6 月時点で既に、この AI のインフラ化を踏まえた改訂の必要性が浮上している。特に、調査研究業務経験の浅い研究員の技能の向上のために、一定期間、AI に頼らずに自力で調査研究を遂行する方針（「2. 職員の技能・経験に応じた利活用」の「調査研究業務経験の浅い研究員は、調査研究能力の向上を図るため、一定期間、AI 等に頼らない形での調査研究遂行に努めます。」の箇所）が挙げられる。

AI のインフラ化を前提にすると、上記「一定期間」については、AI の利用を制限するよりもむしろ、この「一定期間」ならではの使い方で積極的に AI を利活用することによって、調査研究業務の早期立ち上がりや習熟するまでの期間の短縮ができるのではないかと考えられる。

このため、今後、上記「一定期間」ならではの使い方について、情報を収集した上で、そう遠くない時期に、基本方針とガイドラインの改訂に着手することになるだろう。

6 さいごに

知財研における AI 活用の取組はまだ始まったばかりであるが、成果物における正確性や説明可能性等の担保、発注者要件、未公開資料の取扱い、個人情報の管理、第三者の権利等への配慮が求められる中で、AI をいかに有効かつ安全に使うかという課題は、調査研究等の業務に固有であると同時に、他の政策立案支援や制度調査、知財実務に係る業務にも共通するテーマといえよう。

そして、知財における AI の利活用については、民間における関心も非常に高い。知財研が 2026 年 4 月 23 日に実施した「AI 時代における知財分野の人材育成」をテーマとするセミナー⁸には、企業関係者等から 100 名を超える参加者が集まり、セミナー後のアンケー

ト回答も概ね好評であった。また、日本政府においても、AI の利活用環境の整備は進みつつある⁹。

知財研としては、今後も基本方針やガイドラインに基づく AI の利活用の実践を通じて、知財分野における実務的な利活用の在り方を模索していきたい。

8 知財研セミナー「AI 時代における知財分野の人材育成」：
<https://www.iip.or.jp/seminar/seminar260423.html>

9 ガバメント AI 「源内」：<https://www.digital.go.jp/policies/genai/>、「行政の進化と革新のための生成 AI の調達・利活用に係るガイドライン（第 2.0 版）」：<https://www.digital.go.jp/news/dec64eb-f26e-41cb-8d37-f3dd173108b8/>